生駒市条例第4号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例 (平成12年3月生駒市条例第8号) の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項の次に次のように加える。

1 6	除票の写しの	住民基本台帳法第15条の4	1 通につき 3 0 0 円
Ø 2	交付手数料	第1項、第3項又は第4項の	
		規定による除票の写しの交付	

別表第1の17の項の次に次のように加える。

1 7	戸籍の附票の	住民基本台帳法第21条の3	1 通につき 3 0 0 円
の 2	除票の写しの	第1項、第3項又は第4項の	
	交付手数料	規定による戸籍の附票の除票	
		の写しの交付	

別表第1中18の5の項を18の6の項とし、18の2の項から18の4の項 までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

1 8	除票記載事項	住民基本台帳法第15条の4	1 通につき300円
の 2	証明書交付手	第1項、第3項又は第4項の	
	数料	規定による除票に記載をした	
		事項に関する証明書の交付	

別表第1の19の2の項を削り、同表の19の3の項中「第28条第1項」を「(平成26年総務省令第85号)第28条第1項」に改め、同項を同表の19の2の項とする。

別表第1の備考第1項中「16の項から18の項まで」を「16の項、17の

項、18の項」に改め、同表の備考第2項中「18の2の項」を「18の3の項」に改め、同表の備考第3項中「18の3の項」を「18の4の項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の19の2の項を削る 改正規定、同表の19の3の項の改正規定及び同項を同表の19の2の項とする 改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上 並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則 第1条第6号の政令で定める日から施行する。